

安全保障理事会決議 2043 (2012)

2012年4月21日、安全保障理事会第6756回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理決議 2042 (2012)、並びに 2011年8月3日、2012年3月21日および 2012年4月5日の安保理議長諸声明を想起し、そして総会の全ての関連する諸決議もまた想起し、

2012年2月16日の総会決議 A/RES/66/253 およびアラブ連盟の関連する諸決議に続く、国際連合並びにアラブ連盟の合同特使、コフィ・アナンおよび彼の活動に対する安保理の支援を再確認し、

シリアの主権、独立、統一および領土保全並びに国連憲章の目的と原則に対する安保理の強い公約を再確認し、

シリア当局による広範な人権侵害および武装集団によるあらゆる人権侵害を非難し、それに責任を有する者が責任を問われるものとするを想起しまたシリアにおける数多くの国民の死に安保理の深い哀悼の念を表明し、

暴力の結果としてシリアの国境を越えて避難してきたシリア人を援助するためにシリアと国境を接する諸国によりなされた重要な取組に安保理の謝意を表明し、また UNHCR に対し、これらの避難民を受け入れた加盟国により要請された援助を提供することを要請し、

他国によりシリアに対して提供されてきた人道援助に安保理の謝意をまた表明し、

国際連合およびアラブ連盟の合同特使の6項目提案を履行する 2012年3月25日のシリア政府の約束並びに 2012年4月1日の特使とのコミュニケーションにおいて行うことを同意したように、(a)人口密集地に向けた部隊の移動を止め、(b)そのような密集地における重火器のあらゆる使用を止め、そして(c)人口密集地の中および周辺に集中している軍隊の撤退を始めるという同政府の約束を緊急に且つ明らかに実施すること並びに遅くとも 2012年4月10日までに全体でこれらを履行することに留意し、また政府が暴力の停止を行うことを条件に、暴力の停止を尊重するというシリアの反政府勢力が表明した約束にもまた留意し、

当事者が戦闘の停止を守っているように見えまたシリア政府がその約束を履行し始めたという 2012年4月12日の特使の評価の後で、現在起こっている暴力とここ数日再び拡大した犠牲者の報告に懸念を表明し、またあらゆる形態での武力を用いた暴力の停止が、それ故、明らかに不十分であることに留意し、

全ての当事者によるあらゆる形態での武力を用いた暴力の持続的停止を達成するため特使の6項目提案の全ての要素のシリア政府全体による即時の且つ明らかな履行に対する特使の求めを支持し、

条件が、明瞭な職務権限、必要な能力および適切な活動条件に資する場合に迅速に展開された国際連合監視団は、あらゆる形態での武力を用いた暴力の停止に対する当事者の約束を監視しまた支持することおよび6項目提案の履行を支援することに大いに貢献するであろうという事務総長の評価に留意し、

先遣隊およびその展開の上で国連監視機構を制御する議定書の基礎を提供するシリア・アラブ共和国と国際連合との間に合意された2012年4月19日の暫定的了解（S/2012/250）に留意し、

安全保障理事会議長宛事務総長書簡（S/2012/238）を審議して、

1. シリア政府とあらゆる種類のシリアの反政府勢力との包括的な政治的対話を始めることを通してを含む、あらゆる暴力と人権侵害の即時停止をもたらし、人道的アクセスを保証し、且つ市民がその帰属、種族若しくは信条に関わりなく平等である民主的、多元的な政治制度を導くシリア人主導の政治的移行を促進することを目的とした、特使の六項目提案の全ての要素の緊急の、包括的且つ即時の履行に対する安保理の完全な支援を再確認しまたそれを呼びかける。
2. シリア政府に対し、暫定的了解においてそうすることに合意したように、また決議2042（2012）において明記されたように、(a)人口密集地に向けた部隊の移動を止め、(b)そのような密集地でのあらゆる重火器の使用を止め、(c)人口密集地の中および周辺に集中している軍隊の撤退を完了し、並びに暴力の持続的停止を促進するために、全てのシリア政府部隊と重火器を人口密集地からその兵舎まで撤退させるというその約束を全体で明らかに実施することを求める。
3. 反政府勢力を含む、シリアにおける全ての当事者に対し、あらゆる形態での武力を用いた全ての暴力を止めることを直ちに求める。
4. シリアの武装反政府勢力および関連集団に対し、暫定的了解の関連条項を尊重することを求める。
5. 300名までの非武装軍事監視員の当初の展開並びに監視団の職務権限を履行するため同監視団により要求される適切な文民部門から成る、軍事監視団長の指揮の下国際連合シリア監視団（UNSMIS）を初動期間90日で設立することを決定し、また同監視団は、暴力の停止が確実であることを含む、現場での関連する進展についての事務総長による評価を条件として、迅速に展開されるべきことを更に決定する。
6. 同監視団の職務権限は、全ての当事者によるあらゆる形態での武力を用いた暴力の停止を監視することおよび特使の六項目提案の完全な実施を監督しまた支援するものとするをまた決定する。
7. 国際連合要員の安全に関する条約の下での法的保護の範囲に関する総会決議58/82を考慮しつつ、遅滞なく事務総長とシリア政府が監視団の地位協定（SOMA）を締結することを要請し、またそのような協定の締結までの間、1990年10月9日のSOMAモデル協定（A/45/594）が暫定的に適用されるものとするというシリア政府と国際連合との間の協定に留意する。

8. シリア政府に対し、以下のことにより、UNSMIS の効果的な活動を確保することを求める。すなわち、その職務権限を遂行するのに求められるその要員と能力の迅速且つ妨害のない展開を促進すること、また、その職務権限を遂行するのに必要な監視団の完全な、支障のない且つ速やかな移動およびアクセスの自由を確保すること、これに関連して、シリア政府と国際連合が UNSMIS のための適切な航空輸送資産に関して迅速に合意する必要性を強調し、そしてまた、その障害のないコミュニケーションを許可すること、および UNSMIS と交流したことの結果としたあらゆる者に対する報復なしに、シリア全土の個人と自由且つ非公開で意思を疎通することを許すこと。
9. 当事者に対し、その移動およびアクセスの自由を害することなしに UNSMIS 要員の安全を保証することを求め、またこれに関連した第一義的責任はシリア当局にあることを強調する。
10. 事務総長に対し、UNSMIS の効果的な活動に対するいずれかの当事者によるいかなる妨害も安全保障理事会に直ちに報告することを要請する。
11. シリア当局が国際法および人道援助の指導原則に従って、援助を必要としている全ての住民に対し人道支援要員の即時の、完全且つ支障のないアクセスを認めるという安保理の求めをくり返し表明し、またシリアにおける全ての当事者、とりわけシリア当局に対し、人道援助の提供を促進するため国際連合および関連する人道援助機構と十分に協力することを求める。
12. 全ての加盟国に対し、事務総長が要請する UNSMIS に対する適切な貢献を行うことを考慮するよう招請する。
13. 事務総長に対し、本決議の履行に関して、その採択から 15 日以内にその後は 15 日ごとに、安保理に対して報告することそして、必要な場合には、UNSMIS の職務権限に対する可能な調整のための提案を安保理に提出することもまた要請する。
14. 本決議の履行を評価しそして必要に応じて更なる措置を考慮する安保理の意図を表明する。
15. この問題に引き続き取り組むことを決定する。